

愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例 (平成25年3月26日公布、同年7月1日施行)

【基本理念】

「シェア・ザ・ロード」の精神：歩行者・自転車・自動車等がお互いの立場を思いやる気持ちを基本に、それぞれの責任を自覚して、共に道路を安全・快適に利用することを目指すもの

【自転車の保護に関する規定：第6条（自動車等運転者の責務）】

- 自動車等の運転者は、自転車が車両であることを認識し、歩行者、自転車及び自動車等が共に道路を安全に通行することができるように配慮するよう努めなければならない。（第1項）
- 自動車等の運転者は、自転車の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めなければならない。（第2項）

思いやり1.5m運動 (平成27年11月15日から開始)

【概要】

自動車等の運転者に対し、自転車の側方を通過するときは「1.5メートル以上の安全な間隔を保つ」か、道路事情等から安全な間隔を保つことができないときは「徐行する」ことを呼びかける運動

【背景・趣旨】

条例の自転車保護規定が十分に浸透しているとは言い難い状況を踏まえ、自転車の保護に係る取組をより強化するべく、条例に規定される「安全な間隔」を具体的に示すことで、条例の基本理念の実践を促すもの



「思いやり1.5m運動」のロゴ



マグネットの貼付車両



街頭啓発活動

※ ロゴがプリントされたマグネットを作成しており、「愛媛県思いやり1.5m運動協力事業所」に指定されている事業所が社用車に貼り付けるなどしている。